平成２２年（フ）第１１８号
千葉県市川市原木１丁目15番23号　グリーンハイツ101号
債務者　箱崎　眞一
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１４８号
千葉県市川市南行徳３丁目14番18号　第３コーポ峯崎102号
債務者　早坂　千鶴
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１５４号
千葉県八千代市八千代台東４丁目19番３号　ハイツ八千代台103号
債務者　中島　正男
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６２号
千葉県市原市五井東１丁目11番地１　コーポラスＴ・Ｎ―Ａ―202
債務者　千葉　祥子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６９号
千葉市美浜区高洲１丁目17番７棟909号
債務者　中西　公子（旧姓山崎・川島）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７３号
千葉市花見川区南花園１丁目33番３―201号
債務者　菅谷喜美子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２００号
千葉市花見川区長作町964番地５
債務者　齊藤りつ子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２０６号
千葉市花見川区千種町254番地５
債務者　飯泉資農夫
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２３７号
千葉市花見川区浪花町943番地８　ノーリーズン新検見川101号
債務者　一政　　稔
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９号
千葉県南房総市千倉町瀬戸2416番地　クレセール健田102
債務者　吉田　縁江（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第２２号
岐阜県可児市鳩吹台７丁目21番地
債務者　野村　　聡
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第２３号
岐阜県可児郡御嵩町上恵土1266番地１　ロイヤル玉田Ｂ101号
債務者　篠田　憲幸
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第４号
静岡県賀茂郡松崎町松崎495番地の37
債務者　鈴木　久雄
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第５号
静岡県賀茂郡南伊豆町下賀茂260番地の２
債務者　鈴木　正代
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第４２４号
愛知県小牧市小木５丁目363番地　エルディム船橋103号
債務者　東　チエミ
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６９４号
兵庫県加古川市山手２丁目３番６―401号
債務者　吉武　千秋
1　決定年月日時　平成22年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１７号
鳥取県米子市米原３丁目10番１号―106号
角真理子方、住民票上の住所鳥取県米子市美吉215番地２
債務者　森尾　洋逸
1　決定年月日時　平成22年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部